

軽自動車税(種別割)減免申請

問合せ 市税係 ☎ 32-2219

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請することにより減免制度を受けることができますので、必ず申請期間内に手続きを行なってください。

※減免は1人につき1台までです。(普通自動車税の減免を受けている方は対象外)

※社会福祉課からタクシードライバーの交付を受けている方は対象外です。

※詳しくは軽自動車税(種別割)納税通知書に同封の「軽自動車税(種別割)減免申請について」をご覧ください。

減免対象となる軽自動車など

◆「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」のうち

- ①主にその障がいのある方が運転するもの
- ②主にその障がいのある方の通院、通学などのために、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

◆「障がいのある方のみで構成される世帯において、障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、主にその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

適用基準

次の各手帳などの交付を受けている方で、用途、障がいの程度および車両の構造によって対象となります。

◆身体障害者手帳の交付を受けている方
右表のとおり

※2つ以上の障がいを有する方は、個々の障がいについて、いずれかが右表の等級に該当する場合があります。

◆知的障がいのある方
療育手帳の交付を受けている方

◆精神に障がいのある方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、障がいの等級が1級～3級の方

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方
戦傷病者手帳の交付を受けている、一定の範囲の障がいがある方

◆特別仕様車
身体障がい者などが、利用することを想定して造られた軽自動車

障がいの区分	対象等級など	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3・5級	
視覚	1～4級	
聴覚	2・3級	
平衡機能	3・5級	
音声機能	3級 ※咽頭摘出した場合に限る	
上肢不自由	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
心臓機能	1・3・4級	
じん臓機能	1・3・4級	
呼吸器機能	1・3・4級	
ぼうこう・直腸機能	1・3・4級	
小腸機能	1・3・4級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	1～4級	
肝臓機能	1～4級	

申請の際に持参するもの

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 運転免許証(運転される方)
- 障害者手帳など
- 車検証(特別仕様車の場合)
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード
(マイナンバー法の施行により必要となりました)

減免申請期間

5月31日(水)まで



- 申請期間を過ぎると受け付けできません。
- 申請は毎年必要です。

こんにちは 地域包括支援センター です！



家族や友人の方が「もしかして、認知症？」と思った時、あなたはどうしますか。実際に、近所に認知症の方がいたら、あなたはどう接しますか。認知症はだれでもなる可能性のある病気です。

わたしたちも、知っておきたい認知症…

～令和5年度 市民向け認知症サポーター養成講座のご案内～

赤平市では「認知症」になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座を開催しており、小学生から高齢の方まで受講していただいています。

「認知症」について正しく学び、認知症の方やその家族をあたたく見守りながら、自分たちになにができるのかを一緒に考えましょう。自分のできる範囲で手助けをしませんか？年齢を問わず、「認知症」を知ってみよう！という方は、ぜひご参加ください。



□開催内容

- 対象 赤平市民、市内で働く方 <年齢は問いません！>
- 内容 認知症の原因や症状、認知症の方への接し方、地域での見守りについてなど
- 日程 令和5年6月14日(水) 10時～11時
- 場所 交流センターみらい4階 かたらいホール
- 参加費 無料(受講修了者にはサポーターの証である「オレンジリング」を差し上げます)
- 講師 キャラバンメイト(所定の研修を履修した講師)

【申込方法】 電話受付

【申込期間】 5月31日(水)まで

【申込・問合せ先】 地域包括支援センター ☎32-0661



左手2指の輪を右手2指の人差し指で
蹴るしぐさをする



第70回

「サッカー」

手話モデル 渡辺 章子 さん
(赤平手話の会)